

タ イ ト ル	離婚されるときに各種手続き等のご案内の配布について
---------	---------------------------

いつ 実施日時・工期	令和 3年 3月24日から
どこで 会場・開催地等	和光市役所戸籍住民課・各出張所・夜間時間外受付
なにを 事業内容など	離婚の際に想定される相談窓口、手続き及び手続きの担当窓口を一覧にし、離婚届書と共にお渡しします。
なぜ 目的・理由	離婚後の手続きは、住所の変更、子どもに関する手続きや氏の変更など多岐にわたることが多く、当事者にとって負担になりがちです。新型コロナウイルス感染症流行下において、生活の変化や困窮に直面したり、不安な中で生活を強いられ、DVや夫婦関係の破綻から離婚に発展するケースも増えているといわれています。そのような市民を支えるべく、市は無料の法律相談や女性相談などの各種相談窓口を用意しておりますが、今回は、離婚した際にも必要な知識を提供し、その後の安定した生活設計が立てられるように適宜案内を作成しました。
どうした 経緯・経過	離婚の際の問い合わせや手続きのお役に立てるよう、ご案内をお渡しすることとしました。
問い合わせ先 担当課	課 名 戸籍住民課 氏 名 課長 寄口 昌宏 電 話 048-464-1111 (内線2113)

